

甲は、「FUJIFILM IWpro スタートパック（かんたん電子化対応）」を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. オンサイトまたはリモートにて提供する「FUJIFILM IWpro スタートパック（かんたん電子化対応）基本サービス」のサービス内容は次のとおりとします。
  - (1) FUJIFILM IWpro テナントの初期設定および業務設定テンプレートをを使用した共通設定。
  - (2) 次のいずれか1項目に対する文書取り込みおよび保存設定
 

スキャン取り込み
ペーパーレスファクス取り込み
メール（Exchange Online）取り込み
OneDrive 取り込み
  - (3) 前号各設定条件の確認および協議決定。
  - (4) 甲と決定したシステム構成による電子文書保存環境の設定。設定の対象は、クライアント PC1 台、複合機1台とする。
  - (5) 環境設定後の利用者向け簡易操作説明。
2. 「FUJIFILM IWpro スタートパック（かんたん電子化対応）オプション【取り込み設定追加】」を契約する場合、乙は甲が回答したヒアリングシートの各項目の内容にもとづき文書取り込みおよび保存環境の設定をします。追加する数量は、別紙の「契約対象サービス名称等」に記載のとおりとします。
3. 「FUJIFILM IWpro スタートパック（かんたん電子化対応）オプション【帳票設定追加】」を契約する場合、乙は甲が回答したヒアリングシートの各項目の内容にもとづき保存対象文書への属性付与を設定します。追加する数量は、別紙の「契約対象サービス名称等」に記載のとおりとします。
4. 「FUJIFILM IWpro スタートパック（かんたん電子化対応）オプション【複合機台数追加】」を契約する場合、複合機に FUJIFILM IWpro の関連ソフトウェアをインストールおよび環境設定をします。追加する数量は、別紙の「契約対象サービス名称等」に記載のとおりとします。
5. 「FUJIFILM IWpro スタートパック（かんたん電子化対応）オプション【M365 連携ユーザー追加】」を契約する場合、FUJIFILM IWpro に1ユーザーの Microsoft 365 連携文書取り込みが可能な設定をします。追加する数量は、別紙の「契約対象サービス名称等」に記載のとおりとします。
6. 「FUJIFILM IWpro スタートパック（かんたん電子化対応）オプション【PC 台数追加】」を契約する場合、クライアント PC に FUJIFILM IWpro の関連ソフトウェアをインストールします。追加する数量は、別紙の「契約対象サービス名称等」に記載のとおりとします。
7. 他社連携機能において、他社商材側の設定および仕様動作等の影響により動作確認が行えない場合、本サービスが提供する範囲の設定が作業依頼書とおりに完了している確認をもって、本サービスを提供完了とします。
8. 乙が甲の依頼にもとづく第1項乃至第3項の業務を完了した場合、甲はすみやかに内容を確認し、受領証等を乙に交付するものとします。
9. 受領証等の交付により、本契約は完了するものとします。
10. 甲は、表記記載の支払条件にもとづき、本契約の対価（以下「マルチベンダーサービス料金」という）を乙に支払うものとします。
11. 甲および乙は、相手方から秘密情報である旨指定されて開示された情報（以下「秘密情報」という）を自己における秘密情報と同等以上に管理、使用するものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。
  - (1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
  - (2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
  - (3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報
12. 前項の守秘義務は、本契約完了後3年間有効に存続するものとします。
13. 甲および乙は、相手方が管理する顧客、従業員等の個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項の個人情報の定義に該当する情報をいう。以下同じ。）であって、本契約に関連して知り得た情報（設定図書に記載する個人情報を含み、以下「個人情報」という）および設定図書に記載する甲の情報を第8項に定める「秘密情報」の一部としてこれを取り扱うものとします。
14. 甲および乙は、「個人情報」の全部または一部が、第8項但書の各号の一に該当するものであっても、第8項但書の定めは適用せず、これをそれぞれ秘密として取り扱うものとします。
15. 第9項の存続期間にかかわらず、本契約完了後も「個人情報」に記載する甲の情報には第8項の規定が有効に適用されるものとします。
16. 本契約の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実には発生した損害の賠償を求めるとした場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
17. 第7項乃至第13項は、本契約完了後も有効に存続するものとします。
18. 乙が、乙の責によらず第1項乃至第3項のサービスに着手または完了できなかった場合においても、甲は表記料金を支払うものとします。

以上